

## 三重県立鈴鹿青少年センターボランティアバンク登録実施要綱

### （目的）

第1条 豊富な知識、技能及び経験を有している方や今から地域社会で活動したいと思っている方々を三重県立鈴鹿青少年センター事業のスタッフや講師として「青少年センターボランティアバンク」に登録し、積極的にご協力いただくことによって、青少年育成を推進する。

### （登録先）

第2条 登録先は、指定管理者財団法人三重県体育協会の三重県立鈴鹿青少年センター管理事務所（以下「青少年センター」という。）とする。

### （登録分野）

第3条 登録する分野は、別表のとおりとする。

### （登録者）

第4条 登録できる方は、県内に居住する方で、豊富な知識、技能及び経験を有し、これらの知識、技能、経験を社会に生かすと共に、指導することに意欲を持つ方とする。

### （登録申込手続き）

第5条 登録を希望する方は、登録申込書（様式1）に必要事項を記載して、青少年センターに申し込むこととする。

### （登録手続き）

第6条 青少年センターは、登録申込書を審査のうえ登録し、登録者本人に通知書（様式2）により通知することとする。

### （登録者名簿の作成）

第7条 青少年センターは、ボランティア登録者名簿（様式3）を作成し、登録者の積極的な活用を図る。

### （個人情報の保護）

第8条 登録者名簿の作成に関しては、青少年センターは登録者の意思を十分に尊重するとともに、個人情報の保護に努めなければならない。

### （事故の責任）

第9条 活動時における登録者自身の不注意による事故については、青少年センターは一切責任を負わない。登録者は安全管理に十分注意し、必要に応じてスポーツ指導者傷害保険等に加入するものとする。

### （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

### （附則）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。